

バリアフリー改修工事

- 下記の工事で、工事基準に適合し、対象額の合計が30万円以上の場合、補助の対象となります。
- 補助金の額は、対象額の合計の20%以内で、限度額は20万円（千円未満切り捨て）です。

補助対象工事	工事基準	基準額
便所の改修	(1) 対象工事 次の①～③のいずれかに該当すること ① 床面積が増加するもの ② 和式便器から洋式便器へ改修するもの ③ 床の段差解消に伴い便器を更新するもの ※ 取り外し可能な腰掛け便座、温水洗浄機付き便座の設置および交換は対象外とする。 (2) 改修後 次のすべての要件に該当すること ① 長辺の内法寸法が1,300mm以上もしくは便器の前方もしくは便器の側方の便器と壁との距離が500mm以上とすること ② 洋式便器とすること（取り外し可能な腰掛便座を除く） ③ 立ち座りのための手すりを有すること	床面積の増加 260,600円/㎡ ※ 対象面積は増加部分
		便器の取替え 359,700円/箇所 ※ 床面積の増加および段差解消工事に伴う便器の取り替えを含む
階段勾配の緩和	(1) 対象工事 既設の階段を撤去し、勾配を緩やかにするもの (2) 改修後 次のすべての要件に該当すること ① $R(\text{けあげ}) / T(\text{踏面}) \leq 22 / 21$ ② $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$ ③ $T \geq 195\text{mm}$ ※ ①～③の寸法は、回り階段の場合、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること ④ 蹴込み $\leq 30\text{mm}$ ⑤ 片側に手すりを設けること ※ 手すりの高さは、踏面の先端から700mm以上、900mm以下の位置とすること	585,000円/箇所
段差解消	(1) 対象工事 床の段差を解消するために部屋・通路等において、床のかさ上げ等をするもの ※ 工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置工事は対象外とする。 (2) 改修後 5mmを超える段差が生じないものとする	35,100円/㎡
通路の拡幅	(1) 対象工事 既存の通路幅（有効幅員）が広がるもの (2) 改修後 有効幅員が780mm（柱等の箇所750mm）以上とすること	166,100円/㎡
出入口の改修	(1) 対象工事 次のいずれかに該当すること ① 出入口を拡幅（建具取替を含む）するもの ② 建具を開戸から引戸もしくは折戸等、開閉操作に伴い身体動きが少ない形式に改修するもの (2) 改修後 有効幅員が750mm以上とすること	出入口の拡幅 189,200円/箇所
		建具形状の変更 149,700円/箇所

バリアフリー改修工事

補助対象工事	工事基準	基準額
手すりの設置 (屋外を含む)	(1) 対象工事 手すりを設置（既存手すりの交換を含む）するもの <u>ただし、浴室の全面改修は除く</u> ※ 簡易な工事（両面テープで取り付けるものなど）で手すりを設置するものは対象外とする。	1.5m未満 32,800円/箇所
	(2) 改修後 転倒予防、移動等に配慮した位置に設けること。なお、階段に設置する場合の高さは、踏面の先端から（スロープに設置する場合、スロープの床面から）700mm以上、900mm以下の位置とすること。 なお、屋外に設置する場合は、玄関ポーチおよび住宅と一体のスロープに設置するものに限る。	1.5m以上 19,600円/m
玄関前 スロープの設置	(1) 対象工事 玄関など住宅出入口から屋外までの段差を解消するため、スロープを設置するもの (2) 改修後 玄関など住宅出入口から屋外へ至る主要な経路に、住宅と一体の固定スロープを設置するもので、次のすべての要件に該当すること ① 有効幅員は、階段に代わるものの場合120cm以上、階段に併設するものの場合90cm以上とすること ② 勾配は1/12以下とすること ③ 片側に手すりを設けること	実工事費による

○バリアフリー改修工事については、住宅課で行っている住宅リフォーム補助制度のほか、次の制度があります。

【いきいき住まいリフォーム助成】・・・高齢福祉課 21-3025（本庁舎2F）

【介護保険住宅改修費支給制度】・・・介護保険課 21-3023（本庁舎2F）

【障がい者・児の日常生活用具給付事業(住宅改修費)】・・・障がい保健福祉課 21-3302（本庁舎1F）

省エネ改修工事

- 下記の工事で、工事基準に適合し、対象額の合計が30万円以上の場合、補助の対象となります。
- 補助金の額は、対象額の合計の20%以内で、限度額は20万円（千円未満切り捨て）です。

補助対象工事	工事基準	基準額
浴室の全面改修	(1) 対象工事 浴室全体を改修するもので次の①・②のいずれかに該当すること。 <u>ただし、新築後22年以下のものまたはすでに改修後の要件を満たしているものは対象外とする。</u> ① 床面積が増加するもの ② 高断熱浴槽へ改修するもの	浴室の面積 2.0㎡未満 952,800円/箇所
	(2) 改修後 次のすべての要件に該当すること。 ① 高断熱浴槽とすること。（JIS A 5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること） ② 出入口は、有効幅員600mm以上かつ引き戸または折れ戸とすること ③ 水栓器具は、すべてシングルレバー混合水栓同等以上の機能を有すること ④ 浴槽出入りのための手すりを設置すること ⑤ (1)①の床面積の増加で対象とする場合は、短辺内法寸法が1,300mm以上かつ内法寸法面積2㎡以上とすること	浴室の面積 2.0㎡以上2.55㎡未満 986,900円/箇所
		浴室の面積 2.55㎡以上 1,014,200円/箇所

省エネ改修工事

※ 断熱材の設置を伴わない、外壁・屋根の張替、塗装（断熱塗装を含む）は補助対象外です。

補助対象工事		工事基準	基準額	
断熱材の設置	壁の断熱改修	建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年 経済産業省、国土交通省令第１号。以下「省令」という）第１条第１項第２号イに定める基準に適合すること。	断熱材区分：Ａ～Ｃ 熱伝導率　：0.052～0.035W/m・k	168,000円/m ²
			断熱材区分：Ｄ～Ｆ 熱伝導率　：0.034W/m・k以下	252,000円/m ²
	天井または屋根の断熱改修		断熱材区分：Ａ～Ｃ 熱伝導率　：0.052～0.035W/m・k	60,000円/m ²
			断熱材区分：Ｄ～Ｆ 熱伝導率　：0.034W/m・k以下	102,000円/m ²
	床の断熱改修		断熱材区分：Ａ～Ｃ 熱伝導率　：0.052～0.035W/m・k	210,000円/m ²
			断熱材区分：Ｄ～Ｆ 熱伝導率　：0.034W/m・k以下	316,000円/m ²
開口部の断熱改修	外窓の交換	改修を行った開口部の熱貫流率は、 2.30w/(m ² ・k)以下とすること。 【外窓の交換】 【内窓の新設または交換】 ※窓面積はサッシ枠寸法とする。 勝手口の適用可。	窓の面積　0.2m ² 以上、1.6m ² 未満	136,000円/箇所
	内窓の新設 または交換		窓の面積　1.6m ² 以上、2.8m ² 未満	160,000円/箇所
			窓の面積　2.8m ² 以上	200,000円/箇所
	玄関ドア等の交換	【玄関ドアの交換】 ※ドア等面積は戸枠の枠外寸法とする。 1住宅1か所のみとする。 勝手口の適用不可。	ドア　　：1.0m ² 以上1.8m ² 未満 引き戸　：1.0m ² 以上3.0m ² 未満	256,000円/箇所
			ドア　　：1.8m ² 以上 引き戸　：3.0m ² 以上	288,000円/箇所

耐震改修工事

※ 耐震改修工事については、建築行政課（21-3397）にお問い合わせください。

- 下記の工事で、耐震改修に要する工事費が30万円以上の場合、補助の対象となります。
- 補助金の額は、耐震改修に要する工事費（消費税相当額を含む）の20%以内で、限度額は40万円（千円未満切り捨て）です。

補助対象工事

○ 耐震診断による上部構造評点が1.0未満のものについて、耐震性の判断基準に係る上部構造評点を1.0以上とする工事

➤ 耐震診断とは：北海道または函館市が行っている無料の耐震診断および耐震診断員が行う一般診断法など。

○耐震診断については、次の支援があります。

【木造住宅の無料簡易耐震診断】市の職員による木造住宅の無料簡易耐震診断を行っています。

【木造住宅耐震診断支援事業】木造住宅の耐震診断に対する補助制度を行っています。

詳細は建築行政課にご相談ください。建築行政課 21-3397（本庁舎3F）

○函館市に移住する方が空き家を取得し、自らが居住するために行う改修工事に対する支援を行っています。

【空家等改修支援補助金】都市整備課 21-3358（本庁舎3F）